

「ふるさと納税研究会」報告書 骨子案

はじめに

総 括

1. 「ふるさと納税」の意義

- ・ 「ふるさと納税」の提案
- ・ 「ふるさと納税」を巡る論議
- ・ 「ふるさと納税」の三つの意義
 - ① 納税者の選択
 - ② 「ふるさと」の大切さ
 - ③ 自治意識の進化

2. わかりやすく、使いやすい仕組みを目指して

- (1) 「ふるさと」の概念
- (2) 寄附税制の利用と進化
- (3) 国が果たすべき役割
- (4) 税額控除と手続の簡素化
- (5) 寄附を受ける地方団体の説明努力

本 論

I これまでの制度と「ふるさと納税」論議

- ・これまでの「ふるさと納税」導入に関する議論
- ・平成6年度から地方団体に対する寄附金を個人住民税において所得控除
- ・「ふるさと」納税論議の高まりを踏まえ、「税」を分割する方式の可否を含め、「わかりやすく、使いやすい」仕組みづくりを検討

II 制度設計の前提となる論点

1. 「ふるさと」の概念

- ・納税者が「ふるさと」として応援したいと考えるのは、生まれ育った地域の他に、両親が居住する地域、二地域居住先の地域など
- ・納税者が「ふるさと」に対して持つイメージは様々であり、納税者の意思を尊重する観点から、「ふるさと」は限定することは適当でない
- ・「ふるさと」の定義如何では、要件の確認・認定が事務的に困難
- ・「ふるさと」とすべき地方団体は、納税者の意思に委ねることが適当

2. 「税」を分割する方式の可能性

(1) 受益と負担

- ・個人住民税は、地方団体がその住民に対して課税
- ・個人住民税における住所は1箇所
- ・住所地以外の地方団体との間に受益関係がなければ、課税権を法的に根拠付けることはできない
- ・生涯を通じた行政サービスと税負担をバランスさせる考え方は、住所地以外の地方団体の課税根拠とすることは困難だが、「ふるさと納税」の必要性を裏付ける有力な論拠

(2) 課税権

- ・ 住所地以外の地方団体の個人住民税の課税権を認めることは困難
- ・ 過去の居住の事実に基づき課税権を認めることは、遡及立法を禁止する租税法律主義の原則に照らし困難
- ・ 条例の効力の及ぶ範囲との関係からも、課税権を認めることは困難

(3) 租税の強制性

- ・ 租税は、強制的に国民の富の一部を国家・地方団体の手に移す手段
- ・ 租税の強制性に照らし、納税者による納付先の選択を可能とする仕組みは「税」とは相容れない

(4) 住民間の公平性

- ・ 「ふるさと納税」した者としなない者との間の公平性
- ・ 政策の合理性及び措置の有効性を勘案した公平性の侵害の程度が一定の範囲にとどまれば許容される
- ・ 「税」を分割する方式をとる場合に固有の問題ではないが、「寄附金」税制を利用する場合も考慮することが必要

(5) 「寄附金」税制を利用する可能性

- ・ 「寄附金」税制を利用する方式をとれば、(1)～(3)の論点はクリアされる
- ・ (4)の論点は、「寄附金」税制の上限額において考慮すべき問題

Ⅲ 寄附金税制の利用による「ふるさと納税」制度の検討

以上の検討結果を踏まえ、「税」の分割は行わず「寄附金」税制を利用することとし、以下の論点を検討

1. 国が果たすべき役割

- ・ 「ふるさと納税」は、地方団体のみならず国にとっても大きな意義があり、国も相当程度の役割を担うことが求められる
- ・ 「ふるさと納税」制度においては、国と地方団体の責任に応じて、所得税と

個人住民税において一定の役割を果たすことが適当

2. 控除方式のあり方

- ・ 寄附金控除は、政策的要素が強く、税額控除方式になじむもの
- ・ 税額控除の場合、高率の控除率を設定することにより、税額軽減効果を高めることが可能
- ・ 税額控除方式の方が、納税者にとって効果を実感しやすく、わかりやすい
- ・ 現行の所得控除方式を改め、税額控除方式とすることが適当

3. 税額控除方式とする場合の個別の検討課題

(1) 税額控除の割合【P】

- ・ 全額とすべきという考え方と 80%など一定割合とすべきとの考え方あり
- ・ 所得税との関係、適用下限額の扱いとその考え方を整理した上で、適用下限額を超える部分の全額とするか

(2) 控除対象となる税

- ・ 納税者は、控除対象となる税の意識はほとんどないと考えられる
- ・ 道府県民税、市町村民税双方から、個人住民税の税率の比率に基づき控除する仕組みとすることが適当

(3) 税額控除の上限額【P】

- ・ 特に高い税額控除率を適用する部分については、納税者間の公平性の観点から、上限額の設定は必要
- ・ 住所地の地方団体に納付される個人住民税額が大きく減少する仕組みは不適當
- ・ 上限額は個人住民税所得割の 1 割程度とするか
- ・ 高率の税額控除率の適用上限額を超える部分も、これまでと同等程度の税額軽減措置は講ずべき

(4) 適用下限額【P】

- ・ 下限額が高いほど寄附金額全体に対する税額控除対象部分の割合は低下することに配慮が必要
- ・ 税務執行上の煩雑さ、所得税の状況等を勘案し、所得税と同水準の 5 千円程度まで引き下げることとするか
- ・ 下限額を超えた場合は下限額以下の部分も控除対象とする考え方もあるが、寄附に係る納税者の姿勢の真剣さに影響を及ぼすなどの懸念
- ・ 懸念を払拭するには、税額控除の割合を全額とせず、一定割合とすべきであるが、制度の趣旨に鑑み、税額控除の割合は全額としつつ、適用下限額以下の部分は、これまで通り控除の対象としないこととするか

3. 手続の簡素化

- ・ 所得税の所得控除の適用を受けるには確定申告が必要であるが、その負担は小さくない
- ・ 個人住民税に特化した申告の仕組みなどを検討すべき
- ・ 寄附手続の「見える化」のための工夫についても検討すべき

4. 地方交付税における取扱い

- ・ 寄附を受けた地方団体の地方交付税が減少しないように措置するとともに、寄附者の住所地の地方団体の個人住民税が減少した場合にも、減少額を基準財政収入額に反映することが望ましい

IV 所得税との関係【P】

- ・ 制度設計に当たっては、所得税の制度変更も視野に入れつつ、所得税と個人住民税を合わせた検討が必要
- ・ 納税者にわかりやすい仕組みとするためには、所得税についても税額控除方式とすることが適当
- ・ 所得税における検討の結果、現行制度を維持することとされた場合、所得税は所得控除方式、個人住民税は税額控除方式として制度設計するか

V 地方団体の説明努力

1. 地方団体における自主的な努力

- ・ 地方団体において、たゆまぬ経営改善努力が必要であり、地域の魅力の発信などは、地方団体間の健全な取組として大いに推奨されるべき
- ・ 地方団体における不適切な行動についての懸念も指摘されるが、必ずしも法令上の規制を必要とするものではなく、地方団体の良識ある行動を期待

2. 寄附者に対する寄附金の使途の明示、報告等

- ・ 地方団体は、寄附者の「志」に応えるため、何らかの形で使途を明らかにすることが望ましい
- ・ 法律で一律に義務付けることは税法の要件にはなじまず、各地方団体の判断に委ねられるべき

おわりに